

# 第2次 南島原市行政改革大綱

平成23年3月



南島原市

## 目 次

1 . これまでの取り組み	.....	1
2 . 今後の行政改革の必要性について	.....	2
3 . 行政改革の基本項目	.....	4
4 . 行政改革の基本方針	.....	4
実施期間		
推進体制		
5 . 行政改革の具体的な取り組み	.....	5
《基本項目 1》 選択と集中による行財政運営	.....	5
・ 事務事業の見直し		
・ 地域協働の推進、情報の共有化		
・ 入札制度改革		
・ 電子自治体の推進		
《基本項目 2》 効率的な組織の構築	.....	6
・ 効率的でわかりやすい組織づくり		
・ 支所窓口の充実		
《基本項目 3》 人事管理の適正化	.....	7
・ 職員定数の削減		
・ 給与の適正化		
・ 人材の育成		
《基本項目 4》 健全で持続可能な財政基盤の確立	.....	8
・ 財政の健全化		
・ 自主財源の確保		
・ 歳出の抑制		

## 1. これまでの取り組み

平成の大合併により南島原市が誕生して5年を迎えました。

合併したことにより、首長などの特別職や議員定数の縮減が図られたほか、広域的な行政の実現により町域を超えたサービスの提供が可能になるなど、スケールメリットによる一定の効果は認められました。

しかし、国の三位一体の改革による地方財政基盤の変動や合併前に各町で実施された建設事業に起因する地方債残高の増嵩など、合併当初における本市の財政状況は、長期的には大変厳しいものがあり、10年後の平成28年度には財政再建団体に陥る可能性が高い状況にありました。

そのため、合併した年を「行革元年」と位置づけ、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間として行政改革大綱を策定し、その実施計画となる集中改革プランに具体的な取り組みを掲げ、事務事業の合理化や補助金の適正化、定員適正化計画による定員管理の適正化を行うなど、さまざまな行政改革に取り組んできました。

また、将来の財政負担を軽減し財政の健全化を図るため、公共事業を極力抑え、新たな地方債を抑制するとともに、平成19年度から平成21年度にかけて集中的に地方債の繰り上げ償還を行い、地方債残高の減少に努めました。

このような取り組みが実を結び、経常収支比率など財政的指標は幾分改善がみられ、また、懸念されていた平成28年度の財政再建団体への転落という不測の事態は回避できる見通しが立ちました。

### 本市の財政指標などの推移

単位：％、千円

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
財政力指数	0.25	0.27	0.28	0.29	0.29	
経常収支比率	100.1	92.0	94.4	90.6	86.8	
地方債残高	38,707,333	36,090,844	33,604,689	32,176,341	31,929,497	
実質公債費比率	13.1	14.0	14.4	13.5	12.7	
積立金現在高	6,277,579	8,031,108	7,615,852	9,216,498	11,755,370	
内訳	財政調整基金	3,000,000	3,003,769	2,486,240	2,497,586	2,543,284
	減債基金	1,550,000	2,902,647	2,564,639	2,545,033	3,406,039
	その他の基金	1,727,579	2,124,692	2,564,973	4,173,879	5,806,047

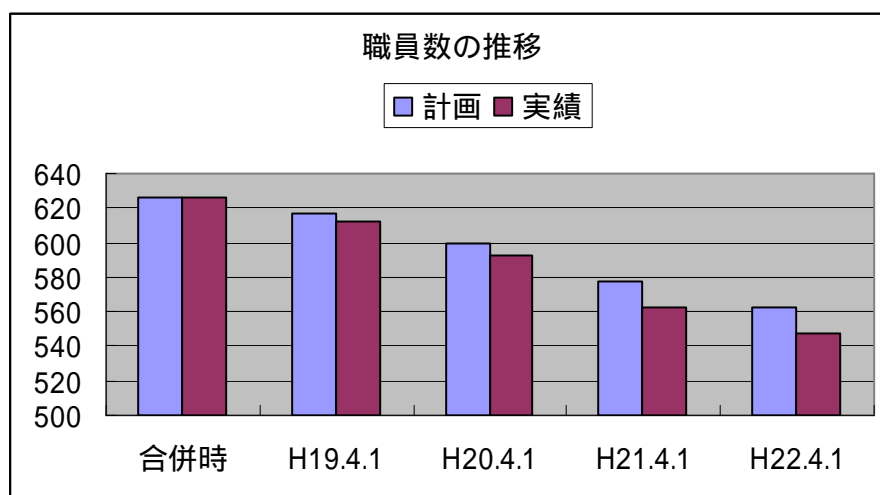
財政力指数や経常収支比率、実質公債費比率の各指標は、合併したH17年度と比較すると改善が見られる結果となりました。

また、繰上償還の実施により地方債残高は減少しており、積立金総額については、充分とは言えませんが増加傾向にあります。

## 定員適正化計画の進捗状況

単位：人

項目		合併時	19年4月	20年4月	21年4月	22年4月
計 画	職員数	626	617	599	578	562
	減員数		9	27	48	64
実 績	職員数		612	592	562	547
	減員数		14	34	64	79
計画と実績の差			5	7	16	15



H22.4.1時点での職員数は、計画では562人(64人減)でしたが、実績は547人(79人減)であり、計画よりやや早く適正化が進んでいます。

## 2. 今後の行政改革の必要性について

第1次行政改革大綱においては、一定の成果をあげることができたものの、本市の行財政を取り巻く環境は、依然として厳しいものがあります。

地方分権が進む中、限られた財源を効率的に活用し最大限の効果が生じるよう、選択と集中による経営手腕が問われています。

税収に乏しい本市にあっては、一般財源の多くを地方交付税に頼っていますが、その地方交付税も、普通交付税の合併算定替の特例の終了により、平成28年度から段階的に交付額が減ることに加え、合併特例債や国の合併に関する補助金も合併から10年間の特例措置であり、平成28年度からはその恩恵もありません。

このようなことから、財政支援の恩恵が受けられる今後5年の間に、将来に備えた足腰の強い財政基盤作りをすることが必要であり、今後も継続して行政改革に取り組んでいかなければなりません。

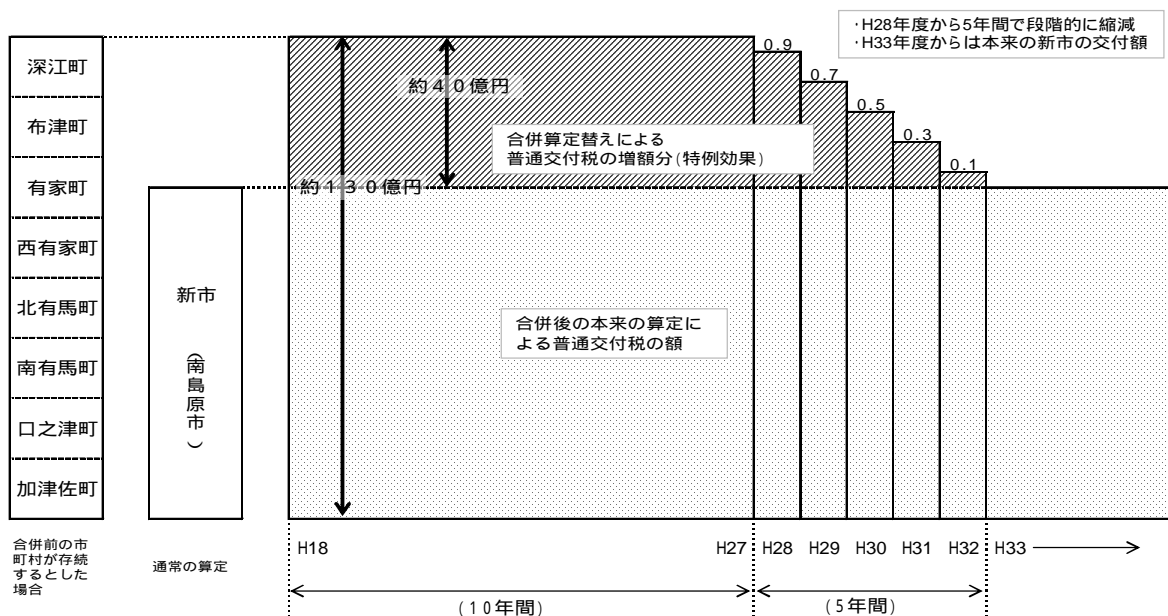
### 市税、地方交付税の歳入決算の状況

単位：千円、%

区 分	19年度		20年度		21年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税	3,663,781	13.1	3,682,015	12.5	3,547,335	10.6
市町村民税	1,378,756	4.9	1,382,195	4.7	1,354,136	4.1
固定資産税	1,889,394	6.7	1,918,514	6.5	1,823,756	5.5
軽自動車税	130,965	0.5	133,571	0.5	135,170	0.4
市町村たばこ税	260,318	0.9	239,579	0.8	228,839	0.7
入湯税	4,348	0.0	8,156	0.0	5,434	0.0
地方交付税	12,872,297	46.0	13,762,825	46.6	14,010,499	42.0
普通交付税	11,842,229	42.3	12,682,730	42.9	13,009,399	39.0
特別交付税	1,030,068	3.7	1,080,095	3.7	1,001,100	3.0

構成比は、歳入総額に占める割合

### 普通交付税の特例（合併算定替） のイメージ図



### 3 . 行政改革の基本項目

平成28年度からの財政運営を健全な状態で維持していくために、今後の5年間はそれに備えるための準備期間であり、正に正念場の期間であると言えます。

政権交代に伴う国政の変化など、不透明で予測が困難な社会情勢への対応や本市が抱える課題の解決など、限られた財政状況の中で市政を運営していくには、新たな視点に立った行政改革が必要であり、これまで取り組んできた第1次行政改革大綱による成果等を検証し、今後に取り組んでいく基本的な項目を定めました。

#### (基本項目)

- 1 . 選択と集中による行財政運営
- 2 . 効率的な組織の構築
- 3 . 人事管理の適正化
- 4 . 健全で持続可能な財政基盤の確立

今後は、この4つの基本項目を柱として、具体的な実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいきます。

### 4 . 行政改革の基本方針

#### 実施期間

この第2次行政改革大綱の実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

#### 推進体制

行政改革を着実に推進するため、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を設置し、実施計画となる集中改革プランを策定して取り組んでいきます。

また、行政改革の進捗状況を、「行政改革推進委員会」に報告するとともに、ホームページ等で公表していきます。

## 5 . 行政改革の具体的な取り組み

### 《基本項目1》 選択と集中による行財政運営

歳入の多くを地方交付税に依存しており、税収に乏しい本市においては、これまでのように、あらゆる分野において幅広く諸施策を実施するのではなく、選択と集中により、限られた財源を傾注していくことが重要です。

このことを最重要のテーマとし、積極的な取り組みを図っていきます。

#### 事務事業の見直し

政策評価制度を平成22年度から本格導入しており、このシステムを見直しの核として事務事業の総点検を行い、費用対効果も十分検証しながら、選択と集中による行政運営に努めます。

併せて、政策評価は内部の評価に止まることなく、市民参画の外部評価組織による評価体制も検討していきます。

また、公共施設の利用状況や維持管理に係る経費など総点検を行い、今後の施設のあり方を検討します。

市民サービスの向上を図るため、コンビニエンス・ストアによる収納システムの導入を積極的に推進していきます。

#### (主な取り組み)

政策評価による事務事業の総点検  
公共施設の総点検

民間委員を交えた政策評価制度の検討  
コンビニ収納システムの構築

#### 地域協働の推進、情報の共有化

市民協働型社会を創り上げていくため、行政と市民とが一体となって遂行できる取り組みを行い、市民協働のまちづくりを進めます。

市民との協働行政を推進していくためには、市が有する情報を市民に対して積極的に提供し、共有することが重要なことであり、あらゆる方策を研究しながら情報の共有化を図ります。

#### (主な取り組み)

人材育成塾の開催

ホームページなどによる積極的な情報発信

## 入札制度改革

公正で透明な行政を目指すため入札制度改革を行い、開かれた行政づくりに努めます。

(主な取り組み)

公共工事の品質確保に向けた推進体制の整備

## 電子自治体の推進

行政業務の根幹である種々の情報をより効率化するため、国が推奨するクラウドシステムへの転換を図り、経費の節減と効果を追求し、迅速な対応が可能な行政システムの構築を図ります。

(主な取り組み)

クラウドシステムの導入

市の行政情報に関する電子データの一元化

クラウドシステム：インターネットを介したコンピューターの利用形態の1つ。利用者は、端末機を含めてインターネットに接続できる環境のみあればよく、サーバーなどのハードウェアやソフトウェアは、サービス事業者のものを利用する。利用者は、システムの維持管理等に要する技術的、経費的な負担が軽減される。

## 《基本項目2》 効率的な組織の構築

定員の適正化を図りながら、それに適合した簡素で効率的な組織を構築します。

また、「お客様総合窓口」である支所の充実を図るため、本庁・支所間のジョブ・ローテーションを実施し、経験豊かな人材の育成に努めるとともに、市民に慕われる支所づくりを目指します。

## 効率的でわかりやすい組織づくり

定員適正化による職員数の減少に対応し、簡素でわかりやすく、効率的な組織体制を検討するとともに、サービスの低下を招かないよう移行計画を策定し、計画的な機構改革を行います。

(主な取り組み)

将来を見据えた組織機構プランの策定



## 支所窓口の充実

市民への窓口として重要な部署である支所については、広範な業務に対応可能な職員像が望まれています。

このようなことから、市民の立場に立った視点と市政全体を見渡すことができる広い視野を持った職員を養成するため、本庁から支所へ、また支所から本庁へといった本庁・支所間のジョブ・ローテーションを実施し、経験豊富な職員の配置を図り、期待される支所づくりに努めます。

(主な取り組み)

計画的なジョブ・ローテーションの実施

ジョブ・ローテーション：職員の能力開発のために、単一の業務ではなく、多くの業務を経験させるよう定期的に職務の異動を行うこと。

## 《基本項目3》 人事管理の適正化

第1次行政改革大綱では、定員管理の適正化を図るため定員適正化計画を策定し、退職者の4分の1に採用者数を抑えながら、適正化を進めてきました。

この計画に基づき、引き続き適正化に努めていきます。

人件費の抑制については、これまでも特別職給与や管理職手当の削減、時間外勤務手当の縮減などを行ってきましたが、今後も継続して実践し節減を図ります。

また、客観的な基準による適正な人事評価システムを構築し、ひいては給与への反映が可能なシステムの構築を検討します。

## 職員定数の削減

定員適正化計画による職員数の適性化を着実に推進するとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。

(主な取り組み)

定員適正化計画の推進

## 給与の適正化

特別職給与や管理職手当の削減、時間外勤務手当の縮減など、これまでの取り組みを継続して実施しながら、総人件費の抑制に向けて取り組んでいきます。

(主な取り組み)

時間外勤務の縮減

人事評価制度の構築

## 人材の育成

人材育成は、職員の能力開発を図るとともに、組織力の向上を目指すものです。

職員数が減少する中で、行政サービスの充実や組織の発展を図るには、これまで以上に職員一人ひとりの資質の向上が望まれます。

このようなことから、長崎県等への派遣や人事交流を通して、視野の広い職員の育成を図るほか、各種研修会への参加を促進するなど、期待される職員像に向けた人材育成に努めます。

(主な取り組み)

県等への職員派遣、人事交流の推進

人材育成基本方針による研修の推進

## 《基本項目4》 健全で持続可能な財政基盤の確立

合併による財政支援措置も平成27年度をもって終了するため、将来をにらんだ財政運営が求められます。

今後も財政健全化計画を基に、長期的な視点に立った財政運営に努めます。

また、極端な税収の増加が見込めない本市にあっては、歳出の切りつめや新たな自主財源の確保対策が必要であり、遊休財産の処分や歳出の抑制策を講じます。

## 財政の健全化

健全財政を堅持していくためには、中期あるいは長期を見据えた財政運営を行うことが重要であり、国の動向や社会情勢の変化を迅速・的確に捉え、計画的で効率的な運営を図っていきます。

(主な取り組み)

財政健全化計画による財政運営の検証

健全な財政指標の維持

### 自主財源の確保

保有財産の整理を行い、利用しない財産を処分することにより、自主財源の確保を図ります。

また、市税や使用料、手数料などの滞納額を減らすため、効果的な徴収対策を講じ、収納率の向上を図ります。

(主な取り組み)

遊休財産の利活用

市税等の滞納徴収強化

### 歳出の抑制

常にコスト意識を持ち、不要な支出を抑えることにより、健全な財政運営を図る必要があります。

一つひとつの取り組みが、やがて大きな成果となることを念頭に置き、その意識の浸透に努め、歳出の抑制を図っていきます。

(主な取り組み)

下水道事業や市道改良事業におけるコスト縮減

学校給食会への事務委託の見直し